



島根県報

令和元年11月26日（火）

第 5 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（ 〃 ）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（ 〃 ）	2
保安林の指定（2件）	（ 〃 ）	4
保安林の指定施業要件の変更	（ 〃 ）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件）	（ 〃 ）	5
漁業災害補償法の規定による同意	（水産課）	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	7

【特定調達公告】

大気モニタの購入に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	8
島根県環境放射線情報システム専用回線調達に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	8

告 示**島根県告示第404号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
医療法人明誠会	介護医療院	介護医療院ライトピア	安来市荒島町1817-1	令和元年10月1日

島根県告示第405号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
医療法人明誠会	介護療養型医療施設 白根医院	安来市荒島町1817-1	令和元年9月30日

島根県告示第406号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市旭町都川2509-14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第407号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第408号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
松江市島根町加賀4034、4692、4695、4701
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
島根町加賀4695・4701（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第410号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市矢尾町字飯田河原1279-3、1280、字築山1309、1311-1から1311-3まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第412号

令和元年島根県告示第279号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市金城町七条口480-1	渡辺 政雄
浜田市金城町七条ハ35-2、ハ494-1	浅野 正志

島根県告示第413号

令和元年島根県告示第280号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市金城町上来原897-2	岡本 剛

島根県告示第414号

令和元年島根県告示第294号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市仁摩町仁万要害ノ後308-1	荒瀬 光太郎
大田市仁摩町仁万米石1694-2	山根 芳松
大田市仁摩町仁万中山1704-10から1704-12まで	大原 爲一郎
大田市仁摩町仁万中山1723-8	梅田 武士
大田市仁摩町仁万能仁地1823	谷本 新作
大田市仁摩町仁万要害1849-1、要害ノ後1853-4	植田 三市

島根県告示第415号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 加入区の名称
仁摩

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、仁摩出張所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

島根県告示第416号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸山達也

1(1) 区域の名称 北分1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次に結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡海士町大字海士4551番	1号
〃 4568番	2号
〃 4571番	3号
〃 4570番2	4号及び20号
〃 4867番	5号から9号まで、11号及び12号
〃 4873番2	10号、13号及び14号
〃 4873番2地先道	15号
〃 4570番4	16号から18号まで
〃 4876番	19号
〃 4879番	21号及び22号
〃 4879番地先道	23号
〃 4550番地先道	24号

2(1) 区域の名称 北分2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から26号までを順次に結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡海士町大字海士4540番1地先道	1号
〃 4540番1	2号及び3号
〃 4538番	4号、23号及び24号
〃 4532番	5号から9号まで、19号及び22号
〃 4530番	10号及び12号
〃 4528番4	11号
〃 4527番1	13号から15号まで
〃 4525番	16号から18号まで

〃	4537番	20号及び21号
〃	4512番1	25号
〃	4513番	26号

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
大気モニタの購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 落札金額
50,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和元年10月4日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県環境放射線情報システム専用回線 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 取締役社長 渡部 信夫 広島県広島市中区大手町二丁目11番10号
- 5 落札金額

31,628,765円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年10月4日